

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知(088)822-9311(代表)
【事務連絡者氏名】	経営統括部長 吉村 卓浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 大上 浩司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5) 株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号) 株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地) 株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号) 株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注) 徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

## 1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当行第138期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2)当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金15円

当行第1種優先株式1株につき金14円73銭6厘

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、別役壽夫氏を選任する。

<株主提案（第3号議案から第5号議案まで）>

第3号議案 定款一部変更の件（1）

取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとするよう定款変更を求める。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

役員構成を6名以内とし、経営経験者の社外取締役を増やし、全取締役が最低3万株の自社株保有をするよう定款変更を求める。

第5号議案 取締役2名解任の件

取締役常務 三宮昌子、取締役 田村 忍の2名を解任する。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	66,601	3,487	0	（注1）	可決（93.60%）
第2号議案 別役 壽夫	69,255	833	0	（注2）	可決（97.33%）

（注1）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注2）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

<株主提案（第3号議案から第5号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （反対の割合）
第3号議案	11,204	58,904	0	（注3）	否決（82.76%）
第4号議案	3,382	66,725	1	（注3）	否決（93.75%）
第5号議案 三宮 昌子	3,231	66,876	1	（注4）	否決（93.96%）
田村 忍	3,231	66,876	1	（注4）	否決（93.96%）

（注3）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注4) 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、第1号議案および第2号議案については、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立し、第3号議案から第5号議案までについては、会社法に則って決議が否決されることが明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上